

本文章已註冊DOI數位物件識別碼

▶ 明治・清末の国会開設請願運動の比較—新たな問題提起として

doi:10.29714/TKJJ.199903.0012

淡江日本論叢, (8), 1999

作者/Author：馬耀輝

頁數/Page：218-229

出版日期/Publication Date：1999/03

引用本篇文獻時，請提供DOI資訊，並透過DOI永久網址取得最正確的書目資訊。

To cite this Article, please include the DOI name in your reference data.

請使用本篇文獻DOI永久網址進行連結:

To link to this Article:

<http://dx.doi.org/10.29714/TKJJ.199903.0012>



DOI Enhanced

DOI是數位物件識別碼（Digital Object Identifier, DOI）的簡稱，是這篇文章在網路上的唯一識別碼，用於永久連結及引用該篇文章。

若想得知更多DOI使用資訊，

請參考 <http://doi.airiti.com>

For more information,

Please see: <http://doi.airiti.com>

請往下捲動至下一頁，開始閱讀本篇文獻

PLEASE SCROLL DOWN FOR ARTICLE



airiti

明治・清末の国会開設請願運動の比較

—新たな問題提起として

淡江大学日本語学科助理教授

馬 耀輝

はじめに

周知のように、十九世紀七十年代の半ばから八十年代後半にかけて、日本の自由民権運動期の明治十年代前半に、国会開設を請願するという国会開設請願運動があった。もし明治十四年（一八八一年）十月の国会開設詔勅發布から計算すれば、それから二十六年後の一九〇七年、清末中国でも、国会開設請願運動が発生した。この二つの請願運動に関する個別的な研究がなされているものの⁽¹⁾、両運動の比較研究及び関連性についての研究は、管見の限り、未だに見当たらない。そこで、拙稿ではまず清末の国会開設請願運動の展開過程を略述してから、両運動に見られる相似点と相違点を、粗略ながら、両運動の発生・展開過程及び要求内容と目的という二項目に大別して比較し、新たな問題提起を試みる。

一、 清末の国会開設請願運動の展開過程

(1) 国会開設請願運動を含め、自由民権運動に関する研究が数多くなされてきたことは言うまでもない。その中に、国会開設請願運動を考察対象としたものとして、内藤正中の『自由民権運動の研究』（青木書店、一九八七年十月）がある。一方、清末の国会開設請願運動を考察対象とした最近の研究として、拙論『清末国会開設請願運動の研究』（東京大学博士論文、一九九八年一月）が挙げられる。

airiti

一九〇七年の九月から十一年の年頭にかけて、清末中国では、国会開設請願運動（以下、運動と略称する）が発生した。運動発生の際の諸前提として、当時の時代背景を見たところ、国内外の危機的状況及び清朝政府の「新政」着手の中、清末の社会には様々な変化が現われていた。新聞・雑誌の発刊や新聞閲覧所・講読所の設置、演説会の開催など、新知識・情報の伝達手段と伝播機関が増加した。新式学堂の増設に伴って学生数が急増し、商業、教育、政治など、様々な社団も叢生し始めた。しかも、学堂・社団を媒介ないし拠点として利権回収や外国商品不買、対外借款反対の運動が繰り広げられていた。時期を同じくして、民族資本による民営企業も発展期を迎え、一部の地域では、地方自治の試行が開始された。これらの変化と共に、士紳や学生、一般民衆が政治・経済・外交・教育の諸問題及びそれらに対する政府の取組みに関心を持つようになり、政策決定過程に関わることによって問題の解決を図ろうとする政治参加の傾向が強まってきた。運動はそうした変化や傾向と相俟って、政治的・社会的状況の推移の中で登場した。七回に及ぶ運動の展開過程は次のように要約される。

最初の請願は一九〇七年九月二十五日、日本留学中の知識人ら百人以上の連名による請願書を都察院に提出する形で清朝政府に対して行われた。二回目は一九〇八年三月十日、四千人以上の署名とされる「湖南全体人民選議院請願書」の提出で実施された、一省の名義の請願であった。この請願は各省に刺激を与え、他の省も署名を集め、上京代表を派遣し、七月から十月にかけて都察院にそれぞれ請願書を提出した。合計十万人近くの人々が署名し、十七省が参加したこの三回目の各省連合請願に対して、政府は九年内に諸予備事項を完成し、憲法を發布し、議会を召集するという

airiti
九年の国会開設期限の決定で応えた。

一九〇九年には請願がなかったが、翌一九一〇年に入ると、四回あった。一九一〇年一月の第一次請願は、前年十月に開設された諮議局の十六省・三十三人の議員代表が北京に集まり、連名による請願書を都察院に提出した。今回の請願は、以前の各省の任意的結合と署名者多数による総意表明の上京請願とは違い、法定的民意表示・議政機関である諮議局の民選議員が全体的・代表的意見を表出すると意味づけられていた。しかも、諮議局の最初の議政が行われた後に請願はなされており、議員らは議政を遂行しえた民度の高さは国会にも十分通用するという自信を抱いていた。しかし、諮議局には、議政範囲上と権限範囲上の限界が存在した。諮議局が請願に乗り出したのも、請願が却下された後、諮議局連合会が結成されたのも、諮議局が直面した限界の解消・克服を志向するものと思われる。

請願却下後、北京の請願代表団は早速、大規模な請願活動を練り始め、諮議局と請願即開国会同志会、京師国会期成会、教育会、商会、政治団体を足掛かりに、各省・各団体の連携・結集による連合上京請願が実現した。一九一〇年六月の北京で、元の諮議局議員代表に加わって、二十省の諮議局・教育会・商会・政治団体・紳民から派遣された、一四六人以上と思われる請願代表は一大請願グループを形成した。代表分野の多様さに応じて、請願書も十四通に上る。しかし、政府の返事は相変わらず、却下であった。

第三次請願においては、請願書の提出先が、都察院から開設まもない資政院に変わったことと、各地に督撫の代理上奏を要求するデモ行進が発生したことなどの変化があった。結果的には、国会の即時開設は法定的民意

airiti

表示・議政機関の諮議局が会合して議決した議案として法的手続に沿って提案され、資政院での議論を受け、多数決の原則に従って可決され、十月二十八日、上奏された。一方、各地のデモ行進による代理上奏の要求に督撫たちも応じた。しかも、二十人近くの督撫が連名で国会の即時開設を二度上奏した。衆論に囲まれて、政府は、国会を宣統五年（一九一三年）に召集するという期限短縮の上諭を發布したが、請願代表たちを帰郷させ、国会の即時開設を再議してはならないと命じた。

しかし、奉天から第四次請願を引き起こす動きがあった。上京代表が派遣され、奉天でデモ行進が行われ、天津でも学生の授業ボイコット・デモ行進が発生した。政府はまたも請願を却下した。しかも、強硬な姿勢で各地の請願活動を抑えた。

七回の運動を集計すると、二十省の約六十万人が関わっていた運動であった。その展開過程に即して言えば、運動は、清末社会の変化とともに様々な政治関与の傾向が出てきた中で、政治への民意の反映を求めた過程に人民の代表が参加することを求めた、平和的手段による全国的規模の政治的大衆運動であった。

運動の主な要求内容は、国会の開設にあった。しかし、国会を開設しなければならない理由は、政治的・社会的状況の推移と共に、異なる中身を持っていた。最初の請願は、政府の官制改革に対する批判・不満からその端を発した。責任内閣の設立が実現しなかったため、国会なしに行政府に行政責任を負わせることは不可能である、ということが強調されていた。次の湖南省請願の場合は、それまでの政治的・社会的出来事において、政府の様々な不当とされる挙措に対する専制体制の弊害の実感から、専制体

airiti

制より立憲体制への移行に国会の不可欠さが指摘されていた。その年の各省請願になると、外交・内政における諸困難を解決する道として、国会開設のメリット、例えば国力の増強や利権の回収、実業の振興、財政の整理、教育の普及、地方自治の施行、民度の向上、民心の安定、君権の保障などが具体的に提起された。諮議局開設後の国会開設論は、諮議局の限界解消・克服の意味合いを帯びるものとなった。さらに後の三回の請願では、主に予備立憲の不十分・無効果や資政院の非議会的性質に対する批判から、国会の即時開設が要求されていた。

これら要求理由の異なる中身に対し、請願運動の全過程において、国会の開設を通じて一貫して実現されようとしたのは、立法と行政監督という二原則の確立であった。運動はその時代の様々な問題を指摘し、その原因を政府有司の専制に求め、その改革方法として、行政府を責任政府にしなければならないが、そのためには、三権分立に立脚し、立法・行政監督の機能を具え、民選議員で構成される国会の開設が必要だと要求していた。

そして、国会開設のメリットは、実に多く指摘された。例えば、国家主権の確立、利権の回収・保護、行政方針の統一、実業の振興、財政の整理、地方自治の普及、省間の利益衝突の調整、国内各民族の平等、教育の普及、民度の高い均質的な国民の創出、民衆の国民的連帯感・一体感の形成などである。国会開設に万能薬としての期待がかけられたのである。その意味で、運動は、立憲政治、とりわけ国会開設の実現を通じて、上下の一体化と協力による、責任政府の成立と政府の職能強化、民生の発達、国家の富強に対する強い期待感の反映であったと言えよう。しかも、運動は、多数決の議事原則と上京請願代表の公開選挙、法定の手続、平和的手段を踏ま

airiti

えた上で、国家・社会の発展進路への期待を表明し、国会開設の要求を国民的意見として盛り上げた。従来の「政治改革」と言えば、皇帝・政府高官の主導によるものや民衆の革命蜂起によるものが多く見られる中国歴史においては、運動のような形のもの、類例を見ないと認めなければならない。

清朝政府は、国会開設の期限を宣統五年と明確に定めたものの、即時開設を受け入れなかった。その原因については、皇族は責任内閣や国会の開設による皇帝権力と政治的主導権の失墜、漢人官僚の実権掌握に対して、危惧の念を抱いていたこと、及び権力の中枢は政治的決断の能力に欠けていたこと、皇族・官僚の権力争いで反対勢力が権力の中枢にすぎりついていたことが考えられる。

以上を踏まえて、この運動は次のように規定することができよう。つまり、運動は、清末中国に発生した、不特定多数の権力・権限を持たない個人や集団が、国会開設という政治的目的のもとに結集し、平和的な請願・署名・デモなどの方法でその政治的目的の実現を通じて、国民としての参政権の獲得と国民参政機関の設立による政治体制の根本的な変革を目指す、体制変革運動であった。また、清末社会の変化と結び付けて考えると、運動には、近代的政治制度の早期成立や産業の発展、観念の変化、近代国民国家の形成などの諸側面から、中国の近代化の進行方向への転機が内在していたと考えられる。その意味で、運動は、中国近現代史の転換点に当たる歴史的出来事と位置づけられよう。

二、 明治日本と清末の両運動の比較

(一) 両運動の発生・展開過程

1、発生時期

まず、日本の国会開設請願運動の発生は、明治政府が近代化政策を推進し始めた時期においてであった。一方、清末の国会開設請願運動の発生は、清朝が洋務運動、戊戌変法、義和団事件を経て、「新政」の実施に入った後のことであった。仮に、「新政」は清朝の本格的な近代化政策であったと言えるのであれば、日本より二十年以上の後とは言え、清末の国会開設請願運動も近代化政策の推進過程において発生したということになる。このようなことは偶然であったのか、或いは何か法則性というものがあつたのか。この問題を説明するには、請願運動の発生・展開との関連において、二つの近代化政策の内容・本質を比較しなければならないかも知れない。

2、運動形態・方法

地方で署名を集め、そして地方の代表が上京し、請願書を提出する、という点において、両運動とも基本的には変わらない。これは、清末の請願参加者によって、明治日本の国会開設請願運動から方法論的に参考とすべき点が見出され、国民の多数の連名で「国民的運動」として政府への請願を起こすという、後の運動展開に結びつくような基本的形態・方法が提起されていたことと関連がある。⁽²⁾ 両運動の方法論的な関連性に関する更

(2) 拙稿「明治自由民権運動と近代中国の知識人たち—熊範輿の『日本国民之国会運動』を中心に」『淡江日本論叢』第七輯（淡江大学日本研究所・日本語文学系、一九九八年三月）九十二頁参照。

airiti
なる研究が要請される。

しかし、両運動には方法論的に異なったところも見られる。例えば、愛国社路線による国会開設請願運動の展開には、全国遊説がなされたが、清末の国会開設請願運動では、請願書提出の他に、代理上奏、デモ行進、授業ボイコットなどの方法が使われた。

3、運動の拡大

全体的に見ると、明治初期の国会開設請願運動は、明治七年（一八七四年）征韓論に敗れて野に下った板垣退助を始めとする八人の連名による「民選議院設立建白書」の提出という小団体の請願から、土佐立志社の建白という一地域・一団体の請願へと、更に明治十三年（一八八〇年）の各地域・政社の請願及び愛国期成同盟の多地域・政社の連合請願へと発展していった。

これに対して、清末の国会開設請願運動も、最初は熊範輿らの小団体の請願と湖南省一地域の請願からスタートしたのである。ただ、その後は、明治十三年の各地域・政社及び愛国期成同盟の請願がほぼ同時に進行していた形と少し異なり、一九〇八年の多地域の請願、一九一〇年の各省諮議局、更に多地域・団体の連合請願へと拡大していったのである。

4、運動の高揚

請願書の提出件数から見ると、日本の提出件数は全部一三七件の内に、明治十三年に全国的な高まりを見せ、件数は最も多く、八十八件に達して

airiti

いる。⁽³⁾これに対して、清末の場合は請願書・関連上奏を含めて七十三件⁽⁴⁾、一九〇八年の各省請願と一九一〇年の第二次・第三次請願の時に、二回の盛上がりがあった。

5、結社と団体

両運動は多くの結社・団体を足場に発展・拡大していった点において、同様な特色が見られる。日本の場合は、都市民権結社・愛国社系政社・在地民権結社の三潮流に分けられ、多様な機能を持っている。⁽⁵⁾清末の商会・教育会・自治会などは、結社というより、むしろ商工業者・教育者などの自治的な社会団体であり、行政の末端を補う一面もあった。そういった結社・団体自身の特性・活動から運動との関わり及び運動における役割を比較するのも、面白いテーマである。

6、地方民会と諮議局

明治十三年に至って、国会開設請願運動が全国的に盛り上がったその背後に、愛国社路線とは別個に、明治十一年府県会規則など三新法の公布と明治十二年府県会開設後、府県会議員の主導による組織路線が存在しており、しかも全国的結合をもって、国会開設請願運動に関わっていた。⁽⁶⁾一方、清末の場合、一九一〇年の国会開設請願運動の盛り上がりも、諮議局

(3) 江村栄一「幕末明治前期の憲法構想」『日本近代思想大系9 憲法構想』（岩波書店、一九八九年七月）四五五頁参照。

(4) 拙論『清末国会開設請願運動の研究』の巻末付録一参照。

(5) 福井淳「多彩な結社の活動」江村栄一編『近代日本の軌跡2 自由民権と明治憲法』（吉川弘文館 一九九五年五月）参照。

(6) 内藤正中『自由民権運動の研究』（青木書店 一九八七年十月）一六三～一八九八頁参照。

airiti

開設と各諮議局の議員らの連合と関連があった。更に、府県会と諮議局には、議事権限の制約という問題があり、府県会と諮議局の議事権限拡大・確立の要求は、国会開設請願運動の発展をもたらしたのである。⁽⁷⁾ その国会開設請願運動との関連において、明治政府と清朝政府の地方自治制度、及びその展開過程における民会と諮議局についての比較研究は今後の課題として残されている。

(二) 要求内容と目的

1、要求の論拠と理由

両運動の主な要求が国会開設にあったのは周知の通りである。その国会開設の要求は、請願書から見た限り、日本の場合、天賦人權論を基礎にしたものは少なく、殆ど五箇条の誓文と共に、明治八年の「漸次立憲政体樹立の詔」を論拠にしている。⁽⁸⁾ 一方、清末の国会開設請願運動も、概ね予備立憲上諭など、朝廷の約束を根拠にしている。更に、国会を必要とする理由について、日本の国会開設運動は政治行政・財政経済・外交・条約改正などの諸困難、上下不通を救う道として国会開設に求めている。⁽⁹⁾ 清末の国会開設請願運動も、外交・内政における諸困難を解決する道として、国会開設を提起している。

(7) 前掲注6『自由民権運動の研究』一九九～二二五頁参照。

(8) 江村栄一『自由民権革命の研究』(法政大学出版局 一九八四年十一月)九十三頁参照。

(9) 前掲注8『自由民権革命の研究』九十三～九十五頁参照。

2、専制政治とその問題点

両運動の背後に、それぞれの時代状況と問題があったが、批判された対象は共に政府有司の専制であった。その批判の内容においても相似するところが見られる。例えば、明治十年（一八七七年）の土佐立志社建白では、専制政治の弊害として、公議輿論の無視、政策・制度の不統一、過度の中央集権、租税の苛酷、外交上の失敗などが指摘されている。一方、清末の場合、運動を通じて指摘された問題点から見れば、専制体制の弊害はより深刻であったように思われる。

3、立憲政体の創出

両運動の目指すところは共に、政府有司の専制を改めるべく、国会開設・憲法制定を通じて立憲政体を樹立し、人民に政治参与の機会を与え、上下が一体となって国の存立・強化を図るという点にあった。しかし、それぞれの議会論・立憲論の中に、改革のキーワードとして、「公議」と「責任」という違いがあった。例えば、「民選議院設立建白書」は、有司専制がもたらす国家崩壊の危機を救う方法として、「唯天下ノ公議ヲ張ルニアル而已。天下ノ公議ヲ張ルハ、民選議院を立ルニアル而已」と主張している。立志社の建白もその第一条で、政府が公議輿論を採用せず、約束に背いたことを非難している。つまり、維新当初から、「公議」を尊重・体現するかどうかは、政府を評価する時の判断基準になっていたのである。⁽¹⁾

⁰⁾ 一方、清末の国会開設請願運動も、輿論の尊重及び国会開設による多

(10) 三谷博「維新と『公議』－最初の『公議』政体創出の試みを中心に－」近代日本研究会編『年報・近代日本研究 14 明治維新の革新と連続』（山川出版社 一九九二年十月）参照。

airiti

数意見の反映を政府に主張していたが、重点はむしろ、政府に政治上の責任を負わせるというところにあった。言い換えれば、国会の開設を要求したのは、政府を監督し、その違法・失政を追及できるという国会の責任政治実現の有効性を機能的に重視していたからである。

結び

以上、明治日本と清末の国会開設請願運動の相似点と相違点について気付いた点を述べてきた。上述の諸点の他に、例えば、両運動の間にいかなる関わり合いがあったのか、当時の人々は日本の立憲及び国会開設請願運動をどう理解していたのか、という問題がある。一方、日本は清末の立憲及び国会開設請願運動をどう見ていたのか、またどう関わっていたのか。既知のところ、犬養毅が湖南省長沙を訪れた際、憲政公会の臨時演説会で演説した。その辺りの関わり合いに関する更なる発見が待たれる。

このように、日本と中国の近代化の比較研究、とりわけ拙稿で取り上げた日本の近代化政策・自由民権運動及び清末の新政・立憲・国会開設請願運動の実証的な比較研究において、解明されるべき問題は依然として多く残されている。